## 新国立劇場情報誌「ジ・アトレ」印刷業務仕様書

## 1. 製造請負概要

(1) 名称

新国立劇場情報誌「ジ・アトレ」印刷業務

(2)業務期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(3) 請負代金の支払

請負代金は、各号ごとの適正な請求書が届いた日より一か月以内に、公益財団法人新国立 劇場運営財団総務部会計課より支払うものとする。

### 2. 業務内容

①印刷内容:新国立劇場情報誌「ジ・アトレ (The Atre)」 \*新国立劇場友の会会員向け他

②発行形態:月刊(毎月1号発行)

③印刷部数:12,500部(毎月)\*部数変更の可能性あり

④年間号数:令和7年5月号~令和8年4月号

(同年4月20日発行)(同年3月20日発行)

#### 3. 仕様

- (1) 規格・仕上げ 天地 297mm×210 mm (A4判)
- (2) 版式 オフセット (4色+4色)
- (3) 用紙 ユーライト キク/76.5 kg
- (4) 仕様 A4判(総ページ24P:本文20P+表紙周り4P)
  - ●発行月によりページ数の変動あり。(年間合計:288ページ)
- (5) 製本・加工 右開き、中綴じ
- (6) 入稿形態 表紙、本文(広告含む) は原則として完全データ入稿。

新国立劇場指定の編集者から直接入稿となる。

### 4. 校正 ●色校の校正紙はすべて本紙を使用し、各3部出校のこと。

- ●色校でも文字やデザインに修正が入るので、その場合データを差し替える。
- ●情報誌という性質上、出演者変更等の突発的な事柄が生じるため、校了後であれ、印刷直前の訂正に逐次対応すること。
- 【表紙・本文頁】●舞台写真およびインタビューカット写真は、発注者、編集業者及び取材対象者が納得するまで編集および色校正をする。

【広告頁】●広告主が納得するまで何回も色校正を繰り返すことがある。

- 5. 校了 データ戻し(再入稿)は納品日の5日前の深夜から翌朝(~8:00)とする。
- 6. 印刷 印刷作業が開始される際には、必ず劇場担当者にその旨を一報する。 修正・差し替えがある場合は印刷日の 9:30 に劇場担当者より連絡が入る。 場合によっては修正ページを残し他ページの印刷を進行することがある。 印刷作業開始にあたっては両者の確認のもと開始する。
- 7. 納品 毎月14日の午前中(土日および祝日に当たる場合、その直近の平日)に、 指定する発送業者への納品及び新国立劇場に約600部納品する。 (100部を1梱包とする。)
- 8. スケジュール 入稿から納品までの具体的なスケジュールは、仕様別紙に記載の作業日程例が 可能であること。
- 9. 返却 請負者は入稿された原稿・写真等について、納品後1週間以内に速やかに全て 新国立劇場に返却すること。

#### 10. その他

- (1) 現在の新国立劇場情報誌「ジ・アトレ」の品質を保持できること。
- (2) この仕様書に定めない事項については、発注者及び請負者の双方が協議の上、決定するものとする。
- (3) 入札参加申込の際には、過去に製作した本仕様書上の業務に近い物を提出すること。

◇備考 その他の仕様は、令和6年度新国立劇場情報誌「ジ・アトレ」参照のこと。

以上

# 新国立劇場情報誌「ジ・アトレ」印刷業務

仕様書の「8. スケジュール」の実例は以下の通り

納入まで の営業日 数	内容
18	新規広告ページ入稿(その後複数回色校正)
17 <b>~</b> 15	
14	入稿(仮):表紙と記事原稿の半分程度(デザインを含め完全なデータになっているのは3割程度)
13	(編集者側で記事編集と校正)
12	(編集者側で記事編集と校正)
11	色校正(本紙校正)
10	完全データのお渡し(深夜23時または翌朝8時) ただし、急な記事変更があるため、 <b>その後の修正は印刷者が行なう</b> ことになります。
9	下刷、印刷所での文字修正・出張校正(記事の都合で原稿の変更が生じるため) 午前9:30より印刷者に当方からメールで変更・修正の情報をお伝えします。 印刷者は修正原稿をPDFで当方及び編集者にメールで送信していただきます。
8	印刷
7	印刷
6	中綴•梱包
5	納品:毎月14日 午前中に発送業者及び新国立劇場に指定の部数を納品する。
4~1	(会員等へ向け発送作業)
0	発行(毎月20日)

※ 日数は営業日日数で、土日・祝祭日および新国立劇場の休業日は除く

## 製造請負契約書(案)

発注者 公益財団法人新国立劇場運営財団(以下「甲」という。)と受注者●●●●(以下「乙」という。) との間において、新国立劇場情報誌「ジ・アトレ」(以下「ジ・アトレ」という。)印刷業務(以下「本件業務」という。)について、次の条項によって請負契約を締結する。

#### 第1条(請負)

甲は、乙に対し、本件業務を発注し、乙は、これを請け負う。

#### 第2条(業務内容)

乙は、本件業務の目的物(以下「本件印刷物」という。)を、別紙の仕様書に基づいて完成するものとし、 その資材一切は乙において調達する。

2 本件業務の対象は、「ジ・アトレ」令和7年5月号(4月20日発行)から令和8年4月号(3月20日発行) までとする。

#### 第3条(納品)

甲は、乙が完成した本件印刷物が契約の内容に適合しているか否かを検査し、これを確認したときは、 その引き渡しを受ける。

- 2 乙が完成した本件印刷物が契約の内容に適合していない場合は、乙は、直ちにこれを補修し、再度甲の検査を受けるものとする。
- 3 本件印刷物の納品は、別紙仕様書に記載する場所において行うものとする

## 第4条(請負代金)

本件業務の請負代金は、別紙見本見積表に基づき、項目毎に各数量を乗じて得られた金額に、消費税額及び地方消費税額を加算した額とする。

2 乙は、請負代金の請求書を、甲の営業部観客サービス課に送付するものとする。甲は同請求書の受領後、一箇月以内に乙の指定した銀行口座に振り込み支払うものとする。

## 第5条(権利譲渡、下請等の禁止)

乙は、本契約により生ずる権利又は義務を、甲の許可なく他者に譲渡、承継させてはならない。

2 乙は、本件印刷物を自ら完成するものとし、その全部又は一部を第三者に請け負わせてはならない。 第6条(危険負担)

本件印刷物が、納品前に滅失毀損したときその他納品までの一切の危険は、甲の責任による場合を除くほか、全て乙の負担とする。

#### 第7条(契約保証金)

甲は乙に対し、本契約の契約保証金の納付を免除する。

#### 第8条(契約不適合責任)

本件印刷物が、契約の内容に適合していないときは、甲が、その不適合を知ったときから1年以内に乙にその旨を通知したときに限り、甲は、乙に、本件印刷物の修補又はこれに代わる損害賠償もしくは修補とともに損害賠償を請求することができる。

## 第9条(秘密保持)

乙は、本件業務をなすにあたって知り得た甲の秘密、情報等を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

## 第10条(暴力団等反社会的勢力の排除)

甲は、乙又は乙の下請負者及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者(下請負が数次に わたるときはその全てを含む)が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要さずに本契約を解除す ることができる。

- (1)暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下、まとめて「反社会的勢力」という)に属すると認められるとき。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき。
- (4)反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 自らまたは第三者を利用して、甲または甲の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞 を用いたとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合には、乙に損害が生じても甲は何らこれを賠償ないし補償 することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償するものとする。 第11条(契約の解除)

甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方は何らかの催告を要しないで、直ちに本 契約を解除することができる。

- (1)自己の責めに帰すべき事由により本契約の履行が不能になったとき。
- (2)本件業務をなす能力を失ったとき。
- (3)甲又は乙の信用又は名誉を傷つける等、相手方との信頼関係が損なわれたとき。
- (4)強制執行、仮差押、仮処分を受け又は、合併、解散、破産、会社更生、民事再生の申立があったとき。
- (5)その他、本契約に正当な理由なく違反したとき。
- 2 前項による解除権の行使は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

## 第12条(損害賠償)

前条により本契約が解除されたときは、被解除者は、これにより解除者の被った損害を賠償しなければならない。

#### 第13条(合意管轄)

甲と乙とは、本契約に関する紛争については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審専属的 合意管轄裁判所とすることに合意する。

## 第14条(協議事項)

この契約書に定めない事項については、民法その他関係法令に則り、甲、乙誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通ずつを保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都渋谷区本町1丁目1番1号 公益財団法人新国立劇場運営財団 理事長 銭谷 眞美 乙 ●●●●●

# 見本見積表

品名	新国立劇場情報誌「ジ・アトレ」印刷見本価格						仕上頁数 (表紙共)		24	仕上 サイズ	297×210 (A4判)	12,500部
種 別	作業内容(仕様)									単価(円)	金額(円)	小計(円)
作成料 (版下から 製版まで)	作成料		24	頁								
刷版料			頁数	サイス	色数	点数	版数					
	表紙、本文		24		4+4		192					
印刷料		規格	頁数	切数	面付	枚数	色数	点数	通数			
	表紙、本文	菊全判	24		4	18,750	4+4		150,000			
製本•加工料	右開/中綴	z.	数量	頁数								
	41 JHI / T MX		12,500	24								
用紙代		種類•銘柄	サイズ	斤量	実用数		予備 数	合計 枚数	頁数			
	表紙、本文	ユーライト	菊全	76.5 kg	18,750		2,000	20,750	24			
梱包代	100部づつクラフト紙包(125包)											
配送費	1回納品											
上記合計(消費税額及び地方消費税額を除く)												
諸経費												
製造費合計(消費税額及び地方消費税額を除く)※入札書記載金額												
消費税額及び地方消費税額 (10%:小数点以下は切り捨て)												
合	mH .											